

## 視覚リハビリテーション編集・出版基準

1. 日本ライトハウス養成部は学術論文の発表誌として、「視覚リハビリテーション」を財団法人安全交通試験研究センター（三宅文庫）の援助により発行する。
2. 誌名：視覚リハビリテーション
3. 頁数：B5 サイズ、約 100 頁
4. 発行月：6 月、12 月
5. 発行部数：800 部
6. 定価：1200 円（内税）…8%の課税対象になっている
7. 掲載内容：視覚障害リハビリテーション、及び関連分野  
直接、視覚障害リハビリテーションに関係するものの他に、以下の分野が関連する。
  - (1) 心理学：学習、認知、発達、臨床、人格、生理心理学など
  - (2) 社会福祉学：障害者福祉など
  - (3) 教育学：特殊教育など
  - (4) 医学：眼科、糖尿病、腎臓病、大脳生理など
  - (5) その他：スポーツ、レクリエーション、高齢者、視覚以外の障害、雇用・労働、感覚代行機器、リハビリテーション工学、ソーシャルワーク、カウンセリング、人間工学、環境・交通、コミュニケーションなど
8. 購読者：視覚障害児・者リハビリテーション施設指導員、盲学校教員、医師・看護師・視能訓練士等医療関係者、大学・研究所関係者、学生、ボランティア等
9. 寄贈：国立国会図書館、厚生労働省、文部科学省、日本眼科医会、視覚障害関係学会・研究会、視覚障害関係団体、公立図書館、大学図書館
10. 編集及び出版細目についての審議及び実務作業は、別に定める、編集委員会が行う。
11. 論文の採否については、編集委員会において検討する。
12. 前項の検討に基づき、論文の訂正もしくは掲載中止について、編集委員長は、編集委員会の議を経て、投稿者に勧告することができる。
13. 論文の募集時には、毎年度、日本ライトハウスホームページにて通知する。
14. 投稿者は、今後の視覚リハビリテーション分野に貢献できる者とする。
15. 論文は、一般論文と査読付論文の 2 種類を設け、投稿者又は代表責任者（以下「投稿者等」という。）の意思により、最も妥当と思われる部門に投稿することができる。なお、査読に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
16. 投稿できる論文は、単著又は同一メンバーによる共著の場合とも 1 編限りとする。
17. 投稿者等は、論文を別に定める視覚リハビリテーション執筆上の留意事項（以下「執筆要領」という。）に基づいて作成の上、所定の締切日を厳守し、日本ライトハウス養成部へ提出する。なお、執筆要領に沿わない原稿等については、掲載が認められない場合がある。
18. 論文は、未発表の原著に限り、完成印刷頁で 20 頁以内とする。

19. 視覚リハビリテーションに掲載された論文の著作権は日本ライトハウス養成部に帰属する。ただし著者は、日本ライトハウス養成部に事前に申し出たうえで、自己の論文を、複製・翻訳・翻案などの形で再利用することができる。（注：複製とは、出版・転載を意味する。）
20. 投稿者による校正は、再校までとする。

#### 附則

この基準は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日、誌名を視覚障害リハビリテーションから視覚リハビリテーションに変更。同日より施行する。

平成 26 年 4 月 1 日、税率を 5%から 8%に変更。同日より施行する。